

水産振興部漁業管理課

高知県の漁業取締業務は水産振興部漁業管理課が所管しています。漁業管理課は漁業取締業務を統括し、漁業取締船の運航管理業務を担っています。

漁業監督吏員と特別司法警察職員

漁業法では、都道府県庁で漁業取締・監督業務にあたる職員を漁業監督吏員に任命し、船舶・漁場・倉庫・事務所等への立入検査の権限を与えています。漁業監督吏員のうち、特別司法警察職員に指名された者は、密漁や違反操業等の漁業犯罪について、警察官や海上保安官と同様の捜査権が付与されています。

当課所属漁業取締船の乗組員は、特別司法警察職員として海上及び沿岸・河川における漁業犯罪の取締及び摘発にあたっています。

漁業取締船（漁業取締事務所）

3隻の漁業取締船が県内2カ所の港に配備されています。

漁業取締船「くろしお」及び「小鷹」の2隻が高知港（高知漁業取締事務所・高知市）に配置され、土佐湾中央部から東部の海域及び四万十町から徳島県境までの沿岸・河川の取締を担当しています。

漁業取締船「とさかぜ」が土佐清水港（土佐清水漁業取締事務所・土佐清水市）に配置され、土佐湾西部から宿毛湾の海域及び黒潮町から愛媛県境までの沿岸・河川の取締を担当しています。

また、事案によっては、担当区域にとらわれない高知県全域の取締も実施します。



くろしお（平成14年就航）



とさかぜ（平成16年就航）



小鷹（平成17年就航）

漁業取締船「小鷹」主要目（3隻とも同型船）

1 船体部

全長：26.80m 登録長：26.21m 登録幅：5.50m 登録深さ：2.70m

総トン数：58トン（「くろしお」は57トン）

船型：ステップ船首付ディープオメガ型高速艇船型

2 機関部

主機関：mtu社製 水冷4サイクル単動直接噴射式ディーゼル機関×2基

連続最大出力 1337kw/2276rpm

補機関：三菱重工社製 S6S-MPT型×1基

定格出力 56kw/1800rpm

3 性能

試運転最大速力：35ノット（航海速力：32ノット） 航続距離：440海里

4 定員

乗組員：6名 その他の乗船者：2名 計8名

5 特殊装備

海上監視カメラ装置、搭載艇（小型取締艇）

【出動体制】

違反操業や密漁事件はこちらの都合には合わせてくれません。そのため漁業取締船は、違反通報や状況に応じて昼夜を問わず臨機応変に対応しています。また、休日もローテーションを組み、常に出動できる体制を維持しています。

【取締部署】

密漁船を発見した場合は、適宜捕捉要員を編成し、移乗・取締にあたります。また、搭載艇を使用し、浅瀬や沿岸部・河川域の巡視取締を行います。



夜間出動体制を執る取締船



遺留違反漁具の回収



装備（防刃救命胴衣、警棒、手錠）

【海上取締・しょう戒行動】

漁業取締船は、違反操業が行われていないかを監視し、違反者を検挙することはもちろん、定期的に周辺海域や各漁港を巡航することで、漁業者や遊漁者の規範意識を促し、密漁への抑止力を発揮することも重要な役割としています。漁業者へ安心を与えられるように日々努めています。

【陸上取締・沿岸・河川巡視活動】

河川や海岸、磯根における密漁・違反操業の取締も漁業取締職員が担っています。巡回指導において、一般遊漁者による漁業権対象種及び禁漁期間中の水産動植物の採捕を防ぐため、積極的な声かけを行い、違反採捕の抑止に努めています。

その他、巡回中に各漁協や関係先を訪問しての情報収集や看板設置、リーフレット配布による啓発活動も行います。海上取締同様、陸上においても制服を着た職員の姿を見せることで、沿岸河川域での密漁の抑止にも繋がっています。

【他の捜査機関との連携】

事案によっては、警察・海上保安庁等の捜査機関と協力して捜査を行うことがあります。

漁業取締職員が講師として警察学校等に出向き、漁業取締に必要な専門知識の講義を実施したり、反対に捜査書類作成や捜査実務の指導を受ける等、相互に情報交換・交流を行っています。

【捜査取締能力】

漁業取締職員は、専門職としての特性を活かし、水産庁、警察及び検察庁等で捜査取締業務に特化した研修や講習を通じて、漁業監督吏員及び特別司法警察職員として必要な知識と技能を修得し、高い捜査能力を有しています。

【その他の業務】

遊漁船への指導、漁協主催の海上防災訓練への参加、広報活動のための海上パレードへの参加等、さまざまな角度から高知県の漁業の振興、資源管理、秩序維持に貢献できるように活動しています。



漁港に停泊中の取締船



漁船パレード参加（全国ゆたかな海づくり大会）